

医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(児童福祉施設等分)実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、電気料金の物価高騰の影響を受けている児童福祉施設等が安定して事業継続できるよう、必要な経費を負担することで、事業者の経済的負担軽減を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 北海道(以下「道」という。)は、前条の目的を達成するため、令和5年4月1日時点において道内に所在する次の各号に掲げる私立の施設又は事業所(以下「児童福祉施設等」という。)を運営している者に対し、支援金を支給する。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所であって、同法第35条第4項の認可を得ている施設(以下「認可保育所」という。)
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(幼稚園型を除く。以下同じ。)
- (3) 児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設(居宅訪問型を除く。以下同じ。)
- (4) 児童福祉法第34条の8第2項に基づく届出を行っている放課後児童健全育成事業を行う事業所(民設民営に限る。以下「放課後児童クラブ」という。)
- (5) 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設であって、同法第35条第4項の認可を得ている施設
- (6) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設であって、同法第35条第4項の認可を得ている施設
- (7) 児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設であって、同法第35条第4項の認可を得ている施設
- (8) 児童福祉法第37条に規定する乳児院であって、同法第35条第4項の認可を得ている施設
- (9) 児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設
- (10) 児童福祉法第6条の3に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所(以下「自立援助ホーム」という。)

(支援金の支給等)

第3条 道は、児童福祉施設等に対し、この要綱の定めるところにより、支援金を支給する。

2 前項の支援金は、別表の金額を1回に限り支給する。

(支援金の申請)

第4条 支援金の支給を受ける児童福祉施設等は、別に定める日までに、医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(児童福祉施設等分)支援金申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、別に定める関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(支援金の支給の決定)

第5条 知事は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該児童福祉施設等に対し支援金を支給する。

(申請の取下げ)

第6条 支援金の支給の申請をした者は、前条の規定による支給の決定を受けた場合において、支援金の支給の決定の内容に不服があるときは、支給の決定を受けた日から10日以内に、申請の取下げをすることができる。申請の取下げがあった場合、当該申請に係る支援金の決定は、なかったものとみなす。

(不当利得の返還)

第7条 知事は、支援金の支給を受けた後に第2条の支給要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段に支援金の支給を受けた者に対し、支給を行った支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から適用する。

別表(第3条関係)

区分	支援金の額
認可保育所、認定こども園、認可外保育施設、放課後児童クラブ	5,000 円×定員数 ※1
児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム	10,000 円×定員数 ※2

- ※1 認可保育所及び認定こども園の定員数は令和5年4月1日現在の認可定員数とする。
認可外保育施設の定員数は、運営状況報告(令和5年4月1日現在)に記載した定員数とする。
放課後児童クラブの定員数は、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査」で報告した令和5年5月1日現在の利用定員数とする。
- ※2 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び自立援助ホームの定員数は、令和5年4月1日現在の定員数とする。
母子生活支援施設の定員数は、令和5年度(2023年度)母子生活支援施設事務費等保護(暫定)単価表(令和5年5月12日設定)の定員数とする。